

令和3年（2021年）8月19日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」の期間の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症について、本県では、令和3年（2021年）8月5日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」の適用を受け、当該措置に基づく対策を講じているところですが、同年8月17日付けで、適用期間の延長が決定しました。

この決定を受け、本県において、下記のとおり、現在の対策を同年9月12日（日）まで延長するとともに、下記4の対策を追加で実施することとしましたので通知します。

つきましては、貴所属団体・会員等へ周知するなど、感染拡大防止対策の効果が最大化されるよう御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 重点措置を講じる区域（措置区域）

熊本市全域

2 期間

令和3年（2021年）8月8日（日）から9月12日（日）まで

3 対策の内容

別添「まん延防止等重点措置に係る熊本県の対策」のとおり

4 対策の追加（8月20日（金）から）

（1）移動・外出について

県内で感染が拡大している現状を踏まえ、感染機会を半減させるため、混雑した場所等への外出は、機会や人数を半分にするなどの対応をお願いします。

（2）大規模商業施設への要請（熊本市）

床面積が1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗*においては、混雑が生じるような場合には、入場者が密集しないよう整理誘導等の実施をお願いします。また、特に混雑が予想される場合は、入場者の人数制限等の実施により密を避けてください。

なお、百貨店の地下の食品売り場等の密が生じる可能性がある食品売り場などについては、特に上記の対策等により密を避ける対応の徹底をお願いします。

入場者の整理状況については、ホームページ等を通じて広く周知してください。

※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など

※熊本市以外の地域の大規模商業施設についても協力を依頼

5 催物の開催制限等

令和3年（2021年）8月5日付け「『まん延防止等重点措置』の適用に伴う催物の開催制限等について」で通知した取扱いは、9月12日（日）まで延長します。

なお、9月1日（水）から12日（日）までに開催されるイベントについては、8月20日（金）までに販売されたものに限り、販売済のチケットをキャンセル不要と扱うこととします。

ただし、8月21日（土）以降は、開催制限を満たさないチケットの新規販売を停止してください。

（添付資料）

- ・令和3年8月17日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更等について」
 - （別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
 - （別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
 - （別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・まん延防止等重点措置に係る熊本県の対策
- ・熊本県公報（令和3年（2021年）8月19日付け号外第42号）
- ・令和3年8月17日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設使用制限等に係る留意事項等について」

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
担当：中満、浦江、池田
直通：096-333-2239（内線 5947、5948）